

令和3年度 緑区社協 緑区ふれあい助成金 助成区分一覧

助成区分	事業	主な対象活動	年回数（月回数）	1回あたりの人数	助成限度額（万円）	助成件数	助成年限	備考
要 援 護 者 支 援 区 分	集いの場	①サロン・ミニデイサービス・茶話会・認知症カフェ等 ②会食会・こども食堂・地域食堂 ③若者支援（フリースペース/居場所づくり/学習支援） ④子育て支援事業（支援者が主催する活動） ⑤その他高齢者等の「集いの場」として認められる事業等	72回以上（月6回程度）	10人以上	40	件数制限なし（ただし、申込み多数の場合、減額調整）	助成年限なし	施設ボランティア活動（社会福祉施設、地域活動ホーム、作業所、グループホーム等の利用者のみを対象とする活動）を除く。 「要援護者」とは、障害児者・高齢者・子育て中の親（親子）とする。
			48回以上（月4回程度）	10人以上	30			
			36回以上（月3回程度）	10人以上	18			
			20回以上（月2回程度）	5人以上	12			
			10回以上（月1回程度）	5人以上	8			
			6～9回	5人以上	5			
	家事・生活支援	①住民同士の助け合い活動（介護保険事業を除く。例：調理・掃除・草取り・子どもの一時預かり・送迎・買い物等の家事・見守り訪問・生活相談を受け対応する活動） ②相談支援・傾聴活動（施設訪問しての傾聴活動は福祉のまちづくり区分へ） ③電話相談	800回以上（月84回程度）	/	40			
			500回以上（月42回程度）		30			
			100回以上（月9回程度）		16			
			50回以上（月5回程度）		8			
			30回以上（月3回程度）		5			
	配食	配食 ※定期的に利用者宅に食事を届け、見守りを行う活動等	60回以上（月5回程度）	10人以上	40			
			48回以上（月4回程度）	10人以上	30			
			36回以上（月3回程度）	10人以上	24			
			20回以上（月2回程度）	10人以上	16			
			10回以上（月1回程度）	5人以上	8			
			6～9回	5人以上	6			
	送迎	道路運送法79条に基づく登録団体及び無償で活動を行う団体が行う車両による送迎活動	1000回以上	/	35			
			500回以上		30			
			100回以上		25			
上記事業の新規立ち上げ	集いの場	年度内に3か月以上実施	5人以上	4				
	家事・生活支援	年度内に3か月以上実施 月平均訪問回数3回以上						
	配食	年度内に3か月以上実施	5人以上					
	送迎	年度内に3か月以上実施 月10回以上（片道×乗車利用者数）						
障 害 児 者 支 援 区 分	障害児者支援・障害当事者活動	当事者団体及び家族会、支援者団体が実施する事業 ①相談支援事業、②余暇支援事業・青年学級、③リハビリ目的の集い事業、④障害者スポーツ、⑤訓練会	36回以上（月3回程度）	20人以上	20			
				10人以上	15			
			20回以上（月2回程度）	5人以上	10			
			10回以上（月1回程度）	5人以上	6			
	1回～9回	5人以上	4					
上記事業の新規立ち上げ	年度内に実施	5人以上	4					
宿泊・日帰りハイク	当事者および家族会、訓練会が企画する事業	/	当事者の参加 5人以上	5				
視覚障害者・聴覚障害者支援	手話サークル、聴覚障害者支援事業（要約筆記支援等）、視覚障害者支援事業（点訳・音声訳・誘導等）	/	/	5				
福 祉 の 区 ま ち	①布おもちゃ作成/②セルフヘルプグループ（家族会・介護者の集い・難病患者会・依存症の会）/③外国人支援（日本語教室、国際交流）/④おもちゃドクター/⑤本の読み聞かせ/⑥車いすダンス/⑦防災関連事業（地域防災拠点訓練除く）/⑧地域住民交流（お祭り、運動会等）/⑨自然環境活動/⑩福祉情報紙/⑪福祉に関する啓発、勉強会、公開講座/⑫子育て支援事業（支援者以外が行う自主的な活動）/⑬施設・病院支援ボランティア（施設内での傾聴ボランティア含む）/⑭「要援護者支援区分」の対象事業の助成要件（回数・人数）に満たない活動 ※①⑬は人数要件はありません。	6回以上	5人以上	4				
		1～5回	5人以上	3				
健康増進区分	①高齢者健康増進事業 ②施設等を訪問する特技ボランティア	3回以上	5人以上	1				

令和3年度 緑区社協 緑いきいき助成金 助成区分一覧

助成区分	主な対象活動	助成条件	助成限度額 (万円)	助成件数	助成 年限	備考
区域団体助成	緑区全域を対象とした会員200名以上の福祉団体で行う研修、福祉イベント事業（区民児協・区老連・区障連・区子連等）	緑区民生委員児童委員協議会 緑区心身障害児者福祉団体連絡協議会 緑区老人クラブ連合会 緑区子ども連絡協議会	40	4	助成 年限 なし	※福祉バスとの重複利用可
地区域団体助成	地区連合自治会全域を対象とした会員100名以上の福祉団体が行う研修、福祉イベント事業（地区社会福祉協議会など）	4000世帯以上の地区社協	10	11		世帯数は、自治会加入世帯とする。 ※福祉バスとの重複利用可
		4000世帯未満の地区社協	9			
調査・研究・新規立ち上げ助成	調査研究、新規事業の立ち上げ資金、先駆的事业の取り組み資金		10	3	1年	同一事業では一回のみの助成。 ※福祉バスとの重複利用可